

藤枝 MYFC チアダンススクール規約

(名称)

■第1条 当スクールは藤枝 MYFC チアダンススクールと称し、株式会社藤枝 MYFC が運営する。

(目的)

■第2条 当スクールは、チアダンスを通じて交流と親睦を深め、健康と体力の維持増進を図るとともに、青少年の健全育成、運動能力や学習能力の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

■第3条 当スクールは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1)運動能力の向上、チアダンスの技術向上のためのレッスン。
(2)合宿等の各種イベント開催。
(3)地域イベントや藤枝 MYFC の試合に関わるイベントへの参加
(4)その他、当スクールが必要と認める活動

(会員)

■第4条 会員とは指導者及び当スクールの目的に賛同し、当スクールに入会申込書を提出した者とする。

(入会資格)

■第5条 (1)幼児(年中程度)～中学生の男女
(2)家庭の十分な理解が得られるもの
(3)別途に定める会費を納められるもの

(会費)

■第6条 会費は当スクールが以下の通り定める入会金及び月会費、年会費を納入しなければならない。

【支払金額】

- (1)入会金：6,600 円(税込)
(2)月会費：6,600 円(税込)
・月末までに翌月分を納入
・入会月は当月分と翌月分の2ヵ月分を納入
(3)年会費：6,600 円(税込)
・入会の翌年度より毎年4月に年会費を納入

(資格喪失)

■第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)退会手続きが完了したとき
(2)当クラブが消滅したとき
(3)会費を3ヶ月以上滞納又は除名されたとき

(退会)

■第8条 会員は当スクールが別に定める退会届を退会希望日の前月10日までに事務局に提出しなければならない

(除名)

■第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、これを除名することができる。
(1)当スクールの規則に違反したとき
(2)当スクールの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(休会)

■第10条 怪我などで長期間レッスンに参加できない場合、原則2ヶ月までは休会をすることができる。ただし、1日でもレッスンに参加した月の月会費は返金できないものとし、休会の連絡を受けた翌月より休会を可能とする。

(会員更新)

■第11条 原則として、退会届提出までは自動更新とする。

(補償)

■第12条 活動中に起きた会員の障害事故の補償はスポーツ保険で行うものとする。
(1)スポーツ保険の適用以外の事に関しては、当スクールは一切責任を負わない。
(2)会員の活動中に起きた事故の補償責任は指導者、付添の者に無いものとする。
(3)遠征等による車両提供者の交通事故によって生じた損害賠償はいかなる場合においても保険の適用範囲内の補償にとどめるものとする。

(その他)

■第13条 レッスンスタジオ外で発生したトラブルに対しては、当スクールは一切関与しない。
(1)駐車場で発生した自動車事故に対しては、当事者同士の話し合いにより解決する。

附則

この規約は、2024年8月1日から施行する。